

議案第53号

所沢市市長等の給料の特例に関する条例制定について

所沢市市長等の給料の特例に関する条例を別記のとおり制定する。

令和2年 4月20日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大による市内経済への影響を鑑み、市長等の給料月額について減額措置を行うため、本案を提案するものである。

所沢市市長等の給料の特例に関する条例

市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員に支給する給料は、所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和43年条例第16号）第2条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から同年7月31日までの間においては、市長にあつては同条第1号に定める給料月額から当該額の100分の30に相当する額を減じて得た額、副市長にあつては同条第2号に定める給料月額から当該額の100分の20に相当する額を減じて得た額、教育長にあつては同条第3号に定める給料月額から当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額、上下水道事業管理者にあつては同条第4号に定める給料月額から当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額、常勤の監査委員にあつては同条第5号に定める給料月額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和2年7月31日限り、その効力を失う。